



平成25年3月7日
内閣府（防災担当）

中央防災会議会長（内閣総理大臣）による

「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知について

融雪出水期を迎えるに当たり、3月7日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）より指定行政機関の長、指定公共機関の代表者及び関係道府県防災会議会長宛てに、別紙のとおり「融雪出水期における防災態勢の強化について」を通知いたしましたので、お知らせいたします。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付

参事官補佐 野村雅之

主査 橋詰芳浩

TEL : 03-3503-9394（直通） FAX:03-3597-9091

中 防 災 第 6 号
平成 25 年 3 月 7 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 宛

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
安 倍 晋 三

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成 24 年 12 月 13 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は積雪が平年を上回っている地域もあり、昨年も融雪による大規模な地すべりによって被害が多発したことを踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の防災気象情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所等、避難路・避難場所の住民への周知徹底、避難勧告等の判断・伝達について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

3. 雪崩、河川の氾濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底
災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形、これまでの降積雪の状況、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。
4. 災害時要援護者等への配慮
平常時より、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検、避難の際の輸送手段等の確保を促すなど、警戒避難態勢の強化に努めること。
5. 災害即応態勢の確立
災害が発生した場合には、国、道府県、市町村、関係団体及び住民が連携して対応すること。また、救援等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ態勢を整備すること。

以上

中 防 消 第 2 号
平成 25 年 3 月 7 日

関係道府県防災会議会長 宛

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
安 倍 晋 三

融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成 24 年 12 月 13 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は積雪が平年を上回っている地域もあり、昨年にも融雪による大規模な地すべりによって被害が多発したことを踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、市町村防災会議に対する周知方よろしく願います。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の防災気象情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、市町村、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

2. 警戒避難態勢の強化

関係機関と緊密な連携の下、災害の発生のおそれのある地域について、あらかじめ、危険箇所等、避難路・避難場所を住民に周知徹底すること。また、市町村においては、気象情報及び融雪の状況、過去の災害事例等を勘案し、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害により住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると

判断したときは、関係機関と連携して情報収集し、遅滞なく避難勧告等を行うこと。避難勧告等の情報については、地域の実情に応じ、防災行政無線や消防機関、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の点検・確認を行うこと。

3. 雪崩、河川の氾濫及び土砂災害に係る危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底
災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形、これまでの降積雪の状況、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 災害時要援護者等への配慮

平常時より、市町村、消防機関、福祉関係機関等は、相互に連携し、高齢者等の災害時要援護者宅やその関連施設について、巡回等により状況を把握すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段の確保を行い、警戒避難態勢の強化に努めること。

5. 災害即応態勢の確立

災害が発生した場合には、国、道府県、市町村、関係団体及び住民が連携して対応すること。また、救援等の要請を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上